

柏崎市有害鳥獣捕獲担い手（わな猟）緊急確保事業補助金

わな猟免許の新規取得費用を補助します

- 有害鳥獣の捕獲をするために、わな猟免許の新規取得に要した経費について補助します。
- ※ 「有害鳥獣」とは農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣をいいます。
- 補助対象経費に制限等がありますので、補助を検討されている方は、お早めに申請ください。

| | |
|---------|---|
| 補助対象者 | ◇ 以下の全ての条件を満たす方 1 市内に住所を有する方 2 市税に滞納のない方 3 新規にわな猟免許を取得した者で市が行う有害鳥獣捕獲業務に協力することを承諾した方 |
| 補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断料 ・ 免許取得のための講習等の受講料 ・ 免許取得のための試験等の受験料 ・ ハンター保険料 ※ 消費税及び地方消費税を除いた額とする |
| 補助率・限度額 | ◇ 補助対象経費の全額とし、上限を補助対象者1人につき10,000円とする。 |
| 申請方法 | ◇ 補助金交付申請書兼実績報告書に以下の書類を添えて提出して下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる免許の取得を証する免状または許可を受けたことを証する許可証の写し ・ 狩猟免許試験時の健康診断料領収書の写し ・ 狩猟者登録時のハンター保険料領収書の写し |

- ・ 上記は令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までに実施する方が対象です。
- ・ 暴力団及び暴力団と密接な関係を有する方は、ご利用できません。
- ・ 予算額に達し次第、受付けを終了します。

問合せ・申請先

〒945-8511 柏崎市日石町2-1 柏崎市環境課

TEL : 0257-21-2279 e-mail : kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp